

<減額>

宅地開発等にかかる土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合で一定の要件を満たすときは、不動産取得税の減額が受けられます。

※特例適用住宅とは、住宅（共同住宅等にあつては独立的に区画された一の部分）の床面積が次の表のものをいいます。

土地の取得日	令和8年4月1日以後	令和8年3月31日以前
軽減となる住宅の床面積	40㎡以上 240㎡以下	50㎡以上 240㎡以下 (戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上 240㎡以下)

<減免>

住宅の建設又は宅地の造成を業とする者が、住宅の建設又は宅地の造成に関連して、公用又は公共の用に供される土地を取得し、土地を取得した日から5年以内に国又は地方公共団体に無償で譲渡した場合で一定の要件を満たすときは、不動産取得税の減免が受けられます。

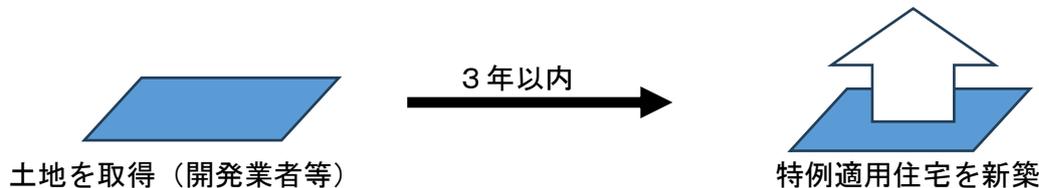
1 要件

<減額対象となる要件>

- ・土地を取得した日（※）から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合
ただし、取得した土地を引き続き所有している場合（例1）又は、特例適用住宅の新築が当該土地の所有者から当該土地を取得した者により行われた場合（例2）に限ります。

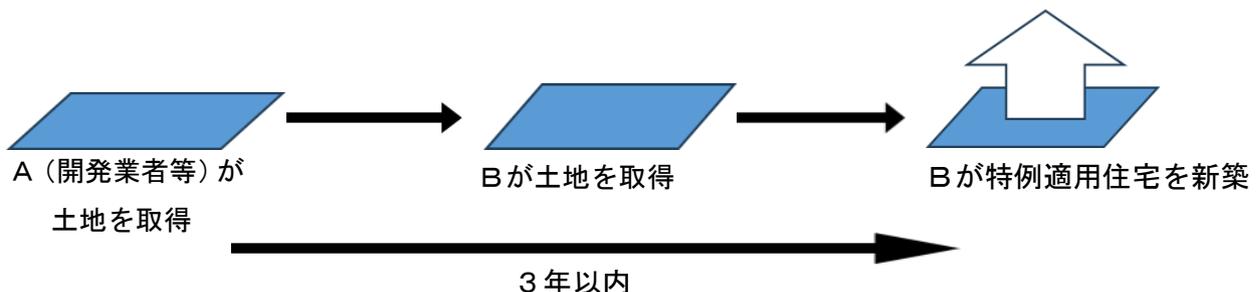
（※）1年以内に隣接した土地を取得した場合、土地の取得日は最初に土地を取得した日となります。

（例1）土地の取得者（開発業者等）が住宅の新築時までその土地を引き続き所有していれば、どなたが住宅を新築した場合でも、減額の対象となります。



（例2）A（開発業者等）が土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合は、減額の対象となります。ただし、A（開発業者等）から土地を取得した人（B）と住宅を新築した人（B）が同じであることが必要です。

※A（開発業者等）から土地を取得した人と住宅を新築した人で持分がある場合は、土地と住宅の名義が同じ人の持分相当分について減額の対象となります。



<減免対象となる要件> ※次の要件をどちらも満たす場合に限りです。

- ・国又は地方公共団体により公用又は公共の用に供される土地であること
- ・国又は地方公共団体に無償で譲渡される土地であること

2 軽減に必要な書類

軽減の申請の際には、下記の書類（写し可）を県税事務所へ持参又は郵送してください。
（場合により追加で書類を求めることがあります。）

※不動産取得税減額免除還付申請書や不動産取得税減免申請書は、三重県の
ホームページからダウンロードできます。
「三重県 不動産取得税 申請書ダウンロード」で検索か、次のQRコードから →



<減額・減免共通の必要書類（宅地開発ごとに初回の申請のみ必要）>

- ・ 取得からの分筆・合筆・地目変更の流れや開発後（分筆・合筆後）の地積等がわかるもの
（例：土地の登記（全部）事項証明書、開発前の公図や開発後（分筆・合筆後）の公図及び地積測量図など）

<減額申請の必要書類>

- ① 不動産取得税減額免除還付申請書
- ② 住宅の新築日以降に交付された土地の登記（全部）事項証明書
- ③ 住宅の登記（全部）事項証明書 又は 検査済証の写し 又は 家屋登記申請書と登記完了証
- ④ その他必要資料（併用住宅、共同住宅の場合は、平面図）

※②、③、④は減額申請する土地とその土地の上に新築された家屋のみ必要です。

<減免申請の必要書類>

- ① 不動産取得税減免申請書
- ② 国又は地方公共団体へ公用又は公共の用に供される土地を無償で譲渡したことがわかるもの
（土地の登記（全部）事項証明書 又は 市町の受納通知）

<その他の任意書類>

- ・ 納税者番号のわかるもの（例：納税通知書や三重県領収証書の写しなど）

※減額・減免申請の対象となる課税内容について把握するため、わかる場合はご提出ください。

【お問い合わせ先】 ご不明な点は不動産の所在地を所管する県税事務所へお問い合わせ下さい。

所管区域	事務所名	所在地	連絡先
桑名市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡	桑名県税事務所 （課税課）	〒511-8567 桑名市中央町 5 丁目 71	電話：0594-24-3613 FAX：0594-24-3691
四日市市、三重郡	四日市県税事務所 （課税二課）	〒510-8511 四日市市新正 4 丁目 21-5	電話：059-352-0576 FAX：059-352-0579
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿県税事務所 （課税課）	〒513-0809 鈴鹿市西条 5 丁目 117	電話：059-382-8662 FAX：059-382-8663
津市	津総合県税事務所 （課税二課）	〒514-8567 津市桜橋 3 丁目 446-34	電話：059-223-5024 FAX：059-223-4013
松阪市、多気郡	松阪県税事務所 （課税課）	〒515-0011 松阪市高町 138	電話：0598-50-0511 FAX：0598-50-0619
伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡	伊勢県税事務所 （課税課）	〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	電話：0596-27-5129 FAX：0596-27-5252
名張市、伊賀市	伊賀県税事務所 （課税課）	〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	電話：0595-24-8024 FAX：0595-24-8033
尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡	紀州県税事務所 （課税課）	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1	電話：0597-23-3419 FAX：0597-23-3423